

こんにちは 家畜保健衛生所です

25年12月

豚流行性下痢(PED)が拡大しつつあります

沖縄県、茨城県に続き、今回新たに鹿児島県と宮崎県でも発生しました。本病は糞便を介して口から感染すること、また冬から春にかけて流行しやすいことから、飼養衛生管理基準の遵守を再度徹底し、農場へのウイルスの侵入を防ぎましょう。

病原体侵入防止対策

- ①豚導入時は、農場から離れた場所又は隔離豚舎で2～4週間健康状態を観察する。
- ②農場入口での車両消毒を強化。特にタイヤまわりや荷台も念入りに行う。
- ③訪問者には、農場専用の履物と衣類を着用させる。農場関係者は、他の養豚場への立入りを控える。やむを得ず立ち入った場合は、履物と衣類の交換、可能ならシャワー後に自農場へ戻る。

農場間伝播防止対策

- ①豚の出荷前には臨床症状をよく観察し、下痢等が見られた際は、出荷を停止し速やかに家畜保健衛生所に通報すること。
- ②家畜運搬車は、複数の養豚農場に立ち入らない。又、と畜場など他農場の豚糞便に汚染される可能性が高い場所では確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。

排泄物処理対策

- ①固形分は、適切な発酵とそれによる温度が確保されるよう留意し、新たに発生する糞便との交差を避ける。
- ②液体分は、可能な限り農場内で使用しない。農地に使用する場合は、運搬経路や養豚場の立地等にも留意する。

農場内拡大防止対策

- ①本病は哺乳豚に大きな被害をもたらすので、繁殖分娩舎への病原体侵入に留意する。その上で、分娩豚舎の作業者を分ける、作業順を調整する、分娩舎では専用の履物と衣類を着用するなど他の飼養豚と衛生管理を分ける。又、分娩舎の中でも出産前の母豚は、最初に作業を行うなど特に気をつける。
- ②定期的に豚舎の洗浄消毒をする。

早期の通報

毎日飼養豚を観察し、特に母豚と哺乳豚に、通常と異なる下痢、嘔吐、食欲不振、死亡等の症状が見られた場合は、**家畜保健衛生所 業務第一課（0743-59-1700）**に通報して下さい。